

別紙

## 県北で活躍する先輩とのリアルトーク実施業務委託仕様書

### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 業務名

県北で活躍する先輩とのリアルトーク実施業務

### 3 業務の目的

県北管内の高校生を対象に、地域で仕事や活動されている方との交流の機会を設け、進路の「選択肢」や「可能性」への気付きを促すとともに、地元で暮らし働くことが将来の選択肢となることを目指す。

※県北：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

### 4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）までの期間

### 5 委託業務内容

本事業の実施に当たっては、3に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と調整の上（1）から（7）までの各項目を実施する。

#### （1）対象者

県北管内の高校生（1～2年生）を対象とする。※3年生の参加希望があれば参加は可。

#### （2）開催日時

8月から12月までのうち、高校の放課後や祝・休日など生徒が参加しやすい日程とすること。

#### （3）開催場所及び実施回数

ア 管内高校（4回）※各回15名×4回

イ 福島駅周辺（1回）※60名

#### （4）実施内容

ア 5（5）で提示する実施分野において、同じ産業で違う職業等の講師の方（2名）を招いて高校生との座談会を開催する。

イ 進行役としてファシリテーターを設ける。

ウ 管内高校で開催する場合は、1回当たりの開催時間は90分程度とし各回1分野の産業に携わる講師の方（1分野×2名＝2名）を招き、参加者は15名程度とすること。

エ 福島駅周辺で開催する場合は、開催時間は120分程度として4分野の産業に携わる講師の方を一同に集めた（4分野×2名＝8名）クロストークを開催し、参加者は60名

程度とすること。

また、クロストーク終了後は産業ごとに相談ブースを設け、参加者が講師に対して自由に質問できる時間を1時間程度設ける。

## (5) 実施分野

次の分野とする。

- ア 製造業（食料品製造業）
- イ 製造業（アと違う小分類）
- ウ 建設業
- エ 小売業
- オ 医療・福祉
- カ 宿泊業・飲食サービス業
- キ 農業
- ク 金融業

※実施分野は甲が決定する。

## (6) 委託業務内容

ア リアルトークの企画・運営

(ア) 管内高校

開催するに当たり、高校と講師の日程調整、座談会の内容等の調整のほか、当日の連絡調整などを行うこと。なお、座談会の内容については、甲と協議の上決定すること。

※開催する高校については甲が調整して決定する。

(イ) 福島駅周辺

開催する場所と講師の日程調整、クロストークの内容等の調整のほか、当日の連絡調整などを行うこと。なお、クロストークの開催場所及び内容については、甲と協議の上決定すること。

(ウ) 共通事項

- ・ 講師については、5（5）で提示する分野において県北管内で仕事や活動されている方とすること。
- ・ ファシリテーターについては、参加者が講師の方と近い距離で「聞きたいこと」を「自由に聞ける」交流の場となるよう進行を円滑にできる方とすること。

(参考)

※令和5年度事業「高校生 meet up Fukushima! プロジェクト」のファシリテーターは、木村信綱氏（現、東邦銀行所属）。

- ・ 飲み物等の提供

リアルトーク参加者に提供する管内の高校生が開発した6次化商品等の飲み物やお菓子等（以下「6次化商品」という。）を調達し、当日参加した生徒に提供すること（合計で120名を想定）。

イ SNS等による情報発信

リアルトークの当日の様子や講師のプロフィール、これまでに取り組んできたこと等、地域の仕事や魅力及び講師の活動内容を伝える動画（短編（1分）・長編（15分））を各回作成し、参加者以外の高校生や高等学校教職員等も含めて視聴できるよう、各回の開

催日から概ね3週間を目安にSNS等で発信すること。

#### ウ 参加者の募集等

##### (ア) 広報

- ・ 県北管内の高校で開催するリアルトークのチラシ（各校500部×4校）及び福島駅周辺で開催するリアルトークのチラシ（15,000部）を作成すること。
- ・ 作成した各チラシについて、甲が提供する送付リストに基づき、甲が作成する依頼文書を添えてそれぞれ期日までに送付すること。  
なお、初回のチラシについては、7月末を目処に送付すること。
- ・ チラシに二次元コードを掲載し、二次元コードからリアルトークの最新情報を確認できるようにすること。なお、参加者がリアルトークの情報を確認できるホームページ等を設けること。
- ・ SNS等も活用するなど効果的に広報を行うこと。

##### (イ) 問合せ窓口等の設置

- ・ 参加希望者等の問合せや申し込みの受付窓口を設置すること。
- ・ 申し込み状況については、随時委託者に報告すること。
- ・ 参加者等からの問合せに随時回答すること。

#### エ アンケートの実施

参加者に対して、事前に聞きたいことなどを確認するとともに、参加したきっかけや参加した感想等についてアンケートを実施し、各回終了後3週間以内にとりまとめて報告すること。

#### オ 実施結果のとりまとめ

県教育委員会公式note掲載用の実施結果を各回作成すること（掲載内容については県教育委員会公式noteを参照。）。

また、全てのリアルトーク終了後に当日の様子や参加者の声等を盛り込んだパンフレットを作成（600部）すること。

なお、実施結果やパンフレットの内容については、甲と協議の上決定すること。

※県教育委員会公式note (<https://fukushimapref-edu.note.jp/>)

※パンフレットについては、各回、当日の様子（講師氏名・講演の内容・質疑応答の内容・写真）や参加した生徒の声などをまとめたものとし、当該事業内容が高校生や高等学校教職員等に伝わるものとする。

#### カ 費用の支払い

- ・ 委託事業の実施に必要な一切の費用の支払いを行うこと。
- ・ 参加者に対して提供する6次化商品については、1人当たり500円とする。
- ・ 講師に支払う謝金については、県内に住所を有する場合は1回当たり18,000円を上限とする。
- ・ 参加費は徴収しない。

#### (7) その他

委託料には委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 6 成果品

### (1) 実績報告書（正副本 1 部ずつ）

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、開催当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ・リアルトークの実施内容
- ・リアルトーク参加者からの質問及びこれに対する回答
- ・リアルトーク開催による成果、課題

### (2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。

なお、これらの著作権は、すべて甲に帰属するものとする。

## 7 その他の提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（別記第 1 号様式）
- イ 総括責任者通知書（別記第 2 号様式）
- ウ 実施工程表（任意様式）
- エ 業務実施体制図（任意様式）
- オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書（別記第 3 号様式）
- イ 委託業務実績報告書（別記第 4 号様式）
- ウ 収支決算書（任意様式）
- エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

## 9 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、甲との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、乙は進行状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた

場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。

- (6) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (7) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、乙と甲が協議の上、定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。